

判決年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10419号		
発明の名称を「うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」とする特許第 3 5 4 6 0 5 8 号の無効審判請求不成立審決について、進歩性が認められるとした審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案。			

（関連条文）特許法29条1項3号，同条2項

- 1 審決が認定した本件発明1と甲1発明との相違点は，本件発明1が「虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率をクラスⅡからⅣの症状において同様に実質的に減少させる薬剤であって，低用量カルベジロールのチャレンジ期間を置いて6ヶ月以上投与される薬剤」であるのに対し，甲1発明では，「8週間の投与により虚血性のうっ血性心不全患者の血行動態パラメータを改善する薬剤」である点である。
- 2 審決は，①甲1文献において，血行動態パラメータを改善する目的で8週間以上，例えば6か月以上の長期にわたってカルベジロールの投与を継続することが示唆されているということとはできない，②カルベジロールが虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率を減少させる作用について推認することはできない，③仮に本件明細書の死亡率低減効果67～68％という数値に疑問があるとしても，甲26文献の記載事項からみてカルベジロールが虚血性うっ血性心不全に起因する死亡率を低下させる効果を奏することは明らかであり，本件発明の効果が顕著な効果ではないとはいえないとして，上記相違点については，甲1発明に基づいて容易想到とはいえないと判断した。
- 3 これに対し，本判決は，要旨以下の点を指摘して，本件発明は，甲1発明に周知技術等を勘案することにより当業者が容易に発明をすることができたものであると判断した。
 - ①上記相違点のうちカルベジロールの投与期間の点については，甲1発明に周知技術等を勘案することにより，当業者が容易に想到可能な事項である。
 - ②心不全患者の左心室機能が回復されることが死亡率の改善に結びつくという周知の事項に甲6文献の記載を勘案すれば，甲1文献に接した当業者であれば，カルベジロールの長期間投与により，心不全患者の死亡率を減少させることを予測することはできる。
 - ③本件明細書に記載された本件発明の効果（米国カルベジロール試験の結果）である死亡率減少率67～68％については，治療期間が短いため誇張されたものである旨が複数の文献に記載されており，信頼性が低いのに対し，甲26文献に示された死亡率減少率35％という数値は信頼性が高い。この数値は，ビソプロロールの死亡率減少率34％と大差ないから，本件発明が虚血性のうっ血性心不全の死亡率を減少させる効果は格別顕著なものとはいえない。